

改正派遣法に基づくマージン率の公開

対象期間：2022年10月1日～2023年9月30日

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（当社）は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）を公開することが義務付けられました。（法第23条第5項）。

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（小数点以下一位未満を四捨五入する）

派遣労働者数	2人（2024年6月1日付け派遣労働者数）
派遣先の数	1社（2023年度派遣先事業所数 実数）
労働者派遣に関する料金額	38,568円（2023年度労働者派遣に関する料金額の平均額）
派遣労働者の賃金額	18,956円（2023年度派遣労働者の賃金額の平均）
マージン率	50.9%（2023年度マージン率の平均）
教育訓練に関する事項	派遣就業に応じて新規採用者訓練、ビジネスマナー研修、パソコン基礎訓練、CAD演習、測量機器操作等を実施しています。その他、ご希望の方には各種講座の受講、資格取得等も費用を負担いたします。
その他参考事項	派遣でご就業いただくに際して、健康保険・厚生年金。雇用保険にご加入いただきます。 （雇用条件によっては加入できない場合があります）。
労働者派遣法30条の4第1項 の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2023年12月1日～2024年11月30日
上記労使協定の対象となる 労働者の範囲	全ての派遣労働者
キャリアコンサルティングの 相談窓口連絡先	当事業所 相談窓口 電話番号：078-651-3136